麻生町報

発行所
麻生町役場
地番二四二
発行人
麻生町
高野勝
印刷所
麻生印刷所

太田中、大和一小、麻生小の三校建築決る

―第八回臨時会で―

九月二十七日午前十時第八回臨時會が招集され、麻生小学校、大和第一小学校の老朽校舎改築及び太田中学校の増築ならびに地方自治法の一部改正に伴う條例、規則等の改正が提案され次のとおり議決された。

一、麻生町議會の定例會の回數を定める條例
　定例會の回數は年三回と議決された。

二、麻生町議會委員會條例中一部改正條例（原案可決）

三、麻生町議會會議規則の一部を改正する規則（原案可決）

四、麻生町教育委員會委員の同意を求むることについて
　各地區毎に愼重人選を行い町長に推薦、町長これを諒として選任、議會の同意を求め萬場一致を以つて同意された。
　決定された委員次のとおり
麻生一〇七九　菅沼文男
白濱　三一七　邊田貞喜
石神一二九五　新堀恒德
南　四二八　淺野　実
船子　三〇四　榊原善彌

五、麻生町議會の議員の報酬及び費用弁償等に関する條例
　本案は地方自治法の一部改正によつて、從來議員報酬及び費用弁償等に関する條例のであるが、愼重を期すため次回再審議となり保留された（審議未了）

六、麻生町特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に關する條例
　本案も地方自治法の一部改正によるもので、從來年額報酬であつたものが、日額報酬に改正されるものである。前議案同様次回審議となり保留された。（審議未了）

七、教育長の給與勤務時間及びその他の勤務條件に関する條例
　本案は地方教育行政の組織及び運營に關する法律に基き教育長は常勤職員となるので提案されたものである
　教育長の給料は月額一五、六〇〇圓職務級は八級と決定した。（原案可決）

八、麻生町税條例の一部を改正する條例
　本案は本町の主体をなす農家牧入の多い時期に納税期日を改正するもので、改正された納期は次のとおり。

町民税
　三期十月を　十一月に
固定資産税
　三期十二月を　十月に
　四期二月を　十二月に改めた。（原案可決）

九、麻生小学校老朽校舎改築
　改築坪數九五坪

十、太田中學校校舍增築
　增築坪數五二、五坪

十一、大和第一小学校老朽校舍改築
　改築坪數　一〇〇坪
　以上三件は一括上程され愼重審議された。一會計年度に三校を建築することは容易でないが、教育躍進のため三校建築が議決された。（原案可決）

十二、麻生町國民健康保険運營協議會委員選任につき議決を求むる件
　本案は國民健康保険が全町實施となつたため、前の運營委員は、國保のよりよき發展を願い總辞職されたので全員選任することゝなつたため提案されたもので、各地區共愼重協議して左の通り選任、議決された。
被保険者代表委員
（麻生）柳町盛國　（太田）新堀良雄　（大和）横山鶴造
（行方）鴨下貞吉　（小高）澁谷泰助
公益代表委員
（麻生）小沼幸藏　（太田）小貫巖　（大和）寺崎準衛　（行方）荒張正夫　（小高）宮本正
醫師代表委員
　本委員は醫師會と懇談人選することを執行部一任
十三、專決處分について承認を求むることについて
　本件は乳牛導入のため興農資金四十萬圓を借入れるものである。（承認）

十四、國民健康保険振興資金借入について
　本件は國保直營診療施設費として一、四七三、〇〇〇圓を借入れるためのものである。（原案可決）

十五、昭和三十一年度麻生町才入才出追加豫算
　追加額一、二八八、二〇〇圓才出。議會費に四萬五千圓役場費十四萬五千圓　消防費十二萬圓　土木費三十萬圓　教育費二十五萬四千圓　社會勞働施設費二萬一千圓　保健衛生費三萬七千三百圓　統計調査費一萬圓　選擧費一萬圓　諸支出金百六萬七千五百圓である。
　才入は交付税百二十八萬八千二百圓　國庫支出金二十萬五千圓　雜入五十一萬三千圓

十六、麻生町國民健康保険才入才出追加豫算
　追加額十四萬圓
　前年度繰越金十四萬圓であつて才出追加は、役場費に二萬圓　保険施設費に二萬圓　趣旨普及費に十萬圓である。

十七、昭和三十一年度麻生小学校、大和第一小学校建築特別會計才入才出豫算
　豫算額五百五十一萬一千圓
　才入　國庫補助五十二萬一千圓　繰入金四十九萬圓　町債四百五十萬圓
　才出　麻生小学校、大和第一小学校建築費である。

以上

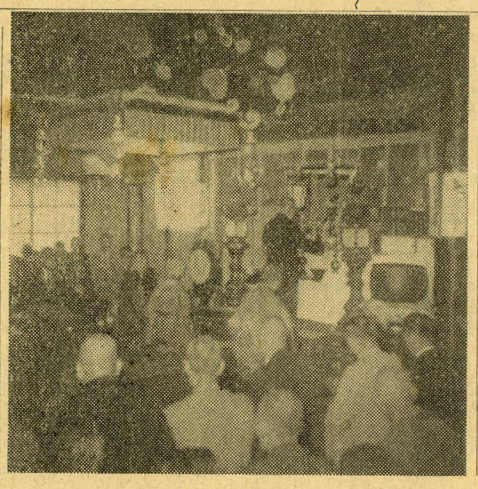

慰霊祭

慰霊祭は九月二十日麻生地区を皮切りに各地で盛大な供養が行われた
本町の英霊は六八二柱で遺家族は六二六人である。
（寫眞は麻生蓮城院で行われた慰霊祭）

9月末日人口

	男	女	計	世帯數
麻生地區	2,968人	3,138人	6,106人	1,114
太田地區	1,227	1,220	2,447	390
大和地區	2,800	3,039	5,839	911
行方地區	1,428	1,514	2,942	504
小高地區	1,968	2,059	4,027	689
計	10,391	10,970	21,361	3,608

今月の税

今月は固定資産税第三期と國保税第四期の納期になつております。
納期内に必らず完納するよう心掛ましよう。

町税の納期變る

固定資産税は今月から

こんど町民税と固定資産税の納期が次の通り變更になりました。
町民税三期十一月（今迄は十月）
固定資産税三期十月（今迄は十二月）
同　四期十二月（今迄は二月）
いままで十一月は町税はかゝりませんでしたが、町民税の三期を十一月に繰下げて十二月と二月になつていた固定資産税を十月と十二月にそれぞれ繰下げたわけです。この時期は農家の收入が一番多く、商業においても農家購買力の影響によつて金繰りがよくなつて參りますので、共に税の納付が比較的容易になりますこうした事情と今迄の種々の經驗から當町にふさはしい納期に變更いたしました。
今迄「戰後」「戰後」と云う言葉がよく使われましたが、最近もう戰後ではない、戰後から脱脚しようという事が云われます。全くその通りで社會の落着きがこく〳〵と感じられます。そうした様相は納税などにもよく現われて參りまして、昨年に比べ税の納期間の完納が十五%も上昇して居ります事は社會全体から見れば小さい事柄かも知れませんが、その一端を如實に現はして居りまして町としても非常に力强く喜んで居ります。
今月は改正に伴つて固定資産税の三期が發布されます。納税組合を通じて早めに納付百%の成績をおさめるよう御協力を願います。

國民健康保険の話（第三回）

一、市町村や國ではどれだけ補助しているか。
　それならば、國民健康保険は結局個人が出し合つた金で運營して行かなければならないのか、肝心の保険者である市町村は全然懐手でいるのか、國や縣は何にも面倒をみてはくれないのかという疑問が起ることでしようがこれは次のようにいろ〳〵の面から援助の手が差しのべられているのであります
○市町村～一般會計からの繰入金
　市町村は、毎年一般會計から國民健康保険特別會計へ相當額を繰入れています。
　その額はその市町村の財政狀態によつてまちまちですが、財政の許す限り支出されます。
　（昭和三十年度被保険者一人當茨城縣一〇三圓、全國平均一四〇圓、麻生町では五四圓）本年度は六八圓（病棟設置の繰入金も含む）
○國～國庫補助金
1、療養給付費補助
　市町村の保険財政は昭和二五、二六年の頃から苦しくなる一方で、どうしても國の强力な援助がなければ立ち行かない狀態になりましたので、昭和二八年度から療養給付費の二割に相當する額を補助金として豫算の範圍内で出すことになり、昭和三〇年に法律で正式に決まりました。もちろん事業の實績により交付割合に差があるのであります。立派に運營されているところは三割まで補助されるのであります。
　この制度は保険者にとつてまことにありがたい制度で、この制度のため活をいれられた保険者は澤山あります。この金がどの位でているかと申しますと昭和二九年度の實績では四七億二千五百萬圓（被保険者一人當八一圓）と推算されます。茨城縣へはどの位流れて來るかといゝますと、二九年度で四千百萬圓（被保険者一人當七八圓）三〇年度は約五千萬圓（被保険者一人當九四圓）です。
2、事務費補助
　この事業に要する事務費のその額は全國で一六億七千萬圓（被保険者一人當り六一圓）本縣で三千三百萬圓（被保険者一人當六一圓）です。
　ですから被保険者一萬人の町村では六〇萬圓以上の補助があります。我が町では約一一三萬の補助があります。
3、保健婦補助
　國民健康保険は、單に醫療だけを目的とするわけではなく病氣豫防や住民の健康保持增進のためにいろ〳〵な仕事をしますが、それには保健婦の活動が大切です。
　そこで保健婦を設置するところへはその費用の三分の一が補助されます。この金が全國で一億七千万圓、本縣では一三八万圓であります。
　以上の三つの國庫補助を合計すると六八億四千万圓、縣へ來る分が約八千四百万圓（二〇%）となります。全國平均の線まで行ければ、療養給付費だけでもその二〇%くる筈の補助金が、實際には三つ集めても二〇%程度しか來ないのですから、本縣の國保の運營に改善することが必要ではないかと思われます。
○これを改善するには……
　それならば、これを全國平均の線までに、いな、それ以上までにするには、どうすればよいか、それは次回に申し述べようと思います。（未完）

医師代表委員選任

國保運營協議會委員のうち醫師代表委員は執行部に一任されたが左のとおり選任された
大字麻生　小沼祐
協同病院　田谷利光
大和診療所　染野利夫
大字粗毛　新井田新助

消防功勞者表彰

九月二十三日の茨城縣消防大會において縣知事から永年勤續者および功勞者表彰が行われ本町消防団員も次のとおり多數が表彰された。
永年三十年勤續
副団長平野三郎平氏外八名
二十年勤續
分団長一村新造氏外六十名
功勞者大和支団長金田時衛氏
行方支団長千ケ崎太衛氏

國保病棟着工近し

國保診療所の病棟設置については去る三月の議會で議決されていたが、財源の見通しもついたのでいよ〳〵近く着工の見込。

たすけ合つて明るい社会を

―赤い羽根募金運動―

十月一日から三十一日まで共同募金運動が行われます。

この運動は國民一人一人が社會福祉に直接參加したすけ合つて住みよい明るい社會をつくりあげるため、淨財を集め貧しい人々の援護、育成、更正を圖ります。

本年度の募金目標額は二千三百万圓（麻生町分二十二万六千圓）で昨年と同じです。

この運動を通じみんなで心を合わせて貧しきものを一刻も早く救濟し、住みよい明るい社會をつくらうではありませんか。

なお地區毎の目標額は左のとおりです。

麻生地区	六万七千圓
太田〃	二万五千圓
大和〃	六万圓
行方〃	三万一千圓
小高〃	四万三千圓
合計	二十二万六千圓

米の品質改善

米についても、麥類その他の農作物と同様に量より質が重んぜられる時代になつてきました。現在茨城米の聲價は他縣産の米に比較して必ずしも優つてはいませんので將來を考えた場合には農家の經濟に及ぼす影響は少くないものと思われます。

そこでこの際、米の商品價値を高めるためには、品質の改善はもちろん包裝、量目等についても十分吟味して規定どおりの俵を政府に賣らなければなりません。

本年産米については、ぜひ次のように乾燥調製等を行い茨城米の聲價を昔にもどすように努力いたしましよう。

一、乾燥　水分は一五％以下にすること（稲掛七日、ムシロ干、余熱利用）干し上げはこれで十分と思つても今一日干して下さい。

二、調整　籾、屑米は良く除去すること（「万石」とおしは嚴密に必ず米せん機をかけること）

三、包裝　たわらしめを良くし、規定の空俵を使用すること。

四、量目　正味量皆掛重量とも規定どおりとすること。

牛の流感に注意

本縣にも牛の流行性感冒が侵入しました。初發生は稲敷郡河内村で、その後稲敷郡一圓及び北相馬、鹿嶋、行方の各郡にも傳染し現在（九月十八日）まで三四九頭の發生をみ、今後ますますまん延するおそれがあります。

この病氣の症狀は牛が急に元氣がなくなり、体温が四〇―四二度に上昇、体の皮膚の温度が各部によつて異り、時にふるいがあり、呼吸困難をきたし、たいていのものが肢が立てなくなり腰がふらつき食慾がまつたくなくなり、目やに鼻汁が多量にでてきます

こんな症狀の牛が發生したらすぐに、もよりの家畜保健衛生所や獸醫師、役場に届出て下さい。法定傳染病ですから家畜防疫員の指示をうけなければなりません。また流行時ですから牛舍の中にみだりに他人を入れないように心がけ使い過ぎや飼料に注意して体の抵抗力を養つておきましよう。

靖國神社參拜（遺児四十三名）

今年度の遺児參拜は去る九月二十一、二十二日の兩日にわたり、中学三年生四十三名が參加した。このときの感想を付添の箕輪直さん（大字小高）は左のとおり詩によせられました。

贈宮城併靖國神社參拜団員

年豊灝氣滿乾坤
此秋遺兒拜神禁
千秋血食神如在
純潔精神鐵石堅
一行相携拜宮城
愛撫臣民如赤子
二重橋頭瑞龍躍
蔚々青松標勁節
寄語東道菅谷君
天顔咫尺唯有淚
穆々仁風洽九垓
祠廟儼然威德崇
欽仰神酌縹緲中
捧身君國幾豪雄
仰慕天壤俱無窮
義則君臣父子情
富嶽玲瓏仙鶴鳴
御溝鴛彩泛秋漪
至誠此際爲何顔
鞠躬拜去感無涯

禮山　箕輪　直手稿

稲作立毛品評会審査行わる

麻生町農事研究連合會主催、役場後援による本年度水稲立毛品評會審査は九月二十日改良相談所阿須間技師を主任として實施、本年は特に個人的審査でなく各地區の研究會支部より三点づゝ出品し之が平均点數を以つて優位を決め、支部對抗に行われ、その結果次のような成績が發表された

1	麻生支部	四石〇四升
2	太田〃	三石七斗六升
3	大和〃	三石七斗五升
4	小高〃	三石五斗二升
5	行方〃	三石三斗五升

米穀の配給制度改正

十月一日から

十月一日からお米の配給制度が改正されました。その内主な点を擧げれば次のとおりです。

1、希望配給日數が緩和された。

2、基本配給日數の一本化
全國月當り十日配給に一本化された。

3、内地米の業務用賣却
一般業務用として從來は外米だけのを内地米も賣却されることになつた。

4、加配等特殊配給制度の改廢
勞務加配その他特殊配給制度については原則としてこれを廢止し、やむを得ないもののみ認めるように改正された。

5、年令別配給基準量の整理
從來の年令別配給基準量を廢止して一日一人當り三六五グラム（約二合五勺）に一本化された。
尚米の白さについては完全白と七分搗との二本建とし、希望配給し精白度によつて基準量を變えない。

十月の農作業

⊙水稲
水稲の採種……優良種子の三原則として（イ）種子の特性を備えたもので、まじりのないこと。（ロ）健全な生育をしているもの。（ハ）病害虫の被害のないもの、以上三つが採種のうえで最もたいせつです。だからでき過ぎ、倒伏したもの、病害虫の被害の大きいものは採種しないように。

⊙麥まき
麥は播種で収量の七―八割がきまるといわれるほどたいせつです。しかし麥まきはきわめて短い期間に行われることが多いからどうしても無理して、天氣の悪いときにまいたり、またまき方も粗雑になるのでていねいに行うようにこの場合まく期間を長くすると非常にやり易くなるから、平坦部では中旬ごろからまきはじめ、十一月上旬に終るようにすると、作業もていねいにできます。

なお早まきのときは春まき性度の高い品種はさけ、播種量及び基肥の窒素肥料をへらす。畦巾は一尺五寸以上とならないと管理作業がやりにくいばかりでなく、來年の夏作にも影響します。

⊙なたね
なたねはよい苗を作ることが最もたいせつ、特に水田裏作でおそ植になるもの、あるいは水分が多いところで無理して作る場合などは苗のよい悪いは、その後の生育収量に大きく影響します。良い苗を作るには九月上旬にまいたものは十月上旬が仮植の適期だから畑のあまり乾燥していない日をえらんで仮植を行う。

仮植は仮植床を作つても良いし、麥をまく畑へ麥の畦巾で仮植し、麥は適期になたねの中へまいてもよい。肥料は十分に施し、また肥切れした場合は追加して定植まで肥切れしないようにすることがたいせつです。

⊙ネギの手入
ネギは温度の高いうちは發育が遲いのですが、その後攝氏十四度―十五度の氣温になりますと急に伸びてきます。

この時期の追肥と土よせがネギの手入れの上で最もたいせつな作業です。土よせは倒伏を防ぐばかりでなく、軟化にも役立ちます。一回に多量の土よせをすることは禁物で量は少く回數を多くすることが理想的で葉鞘部の分岐点から上まで土よせしてはなりません。

またネギのベト病が發生し易いときです。防ぎ方は六斗式ボルドー液をかければよい。

保健婦設置

に相談健康

病氣や怪我は事後の救濟でありますが、やはり予防こそ一番大切であります。

この度國民健康保險で保健婦を三名設置いたしました。被保險者の皆様の家庭を訪問いたしますから、病氣や衛生方面及び母性や乳幼兒の健康相談等いろ／＼の面でよく相談して利用して下さい。

巡回受持区域
麻生、太田地区の内（矢幡石神）
瀬尾保健婦
大和、太田地区の内（根古屋小高地區の内（三谷）
直井保健婦
行方、小高地区の内（三谷を除く）
高田保健婦

療養費の申請は

療養担當醫以外（保險契約以外の医師）の醫師に診療をうけた場合は、療養費として本人に現金にて支給されます。その額は保險の診療報酬点數による五割です。

その請求申請書は役場または各支所にありますから請求用紙にて申請して頂きます。

巡回義肢修理

一、日時及場所
十月十九日前九～后三
麻生公民館

二、携行品
1、認印
2、中食

眼は心の窓

十月十日は眼の愛護デー

はやりめと呼ばれるもので春や秋によくおこる。これは手指やハンカチ等から感染し流行します。

学生の眼
小、中、高、大学と進むにしたがつて近視、遠視、亂視あるいは弱視等が多く、十人に一人の割でかゝつています。これらの人は見ることは正しく見ても眼がつかれるので無意識に注意を拂わなくなりますので成績が悪くなります。

大人の眼
日本人の失明の二割はトラコーマによります。

赤ん坊の眼
生れながらにしてめくらであつたり生長後だん／＼失明してゆく例がすくなくありません。母親は生まれる前から健康診断をうけることがたいせつです。子供の眼

農村漁村では二割から五割くらいかゝつています。予防は清潔が第一、手ぬぐい、洗面器は各人ごとにきめることです。今は化學療法が進んでいますので、もしかゝつたら正しい治療をうけましよう。

ビタミン欠乏でも眼を悪くしますから肝油、卵黄、バター等を常にとることが最もよいことです。

そして近、遠、亂視等には正しい眼鏡を使い、更にチリやゴミ、強い光線の予防にはそれぞれの眼鏡を使うことです

次に眼の衛生上守るべき事項を述べてみましよう。

1、顔や手は常に清潔に保つ
2、手ぬぐい、ハンカチ等は清潔なものを用い、各自専用とする。
3、讀書は正しい姿勢で明るい光の下で行う。
4、讀み物は印刷が鮮明で讀み易く内容の健全なものを選ぶ。
5、眼にも時々休養を與える
6、屈折異常のあるときは專問醫の檢査を受け、適正な眼鏡をえらぶ。
7、危險な作業では保護眼鏡を用いる。
8、榮養合理化と適度な運動
9、眼の病は輕度なうちに治療する

攝生と規則正しい生活